

概要版

習志野市

こども若者まんなか計画

(令和7年度～令和11年度)

～ ならしのまんなかプラン ～



令和7年3月
習志野市

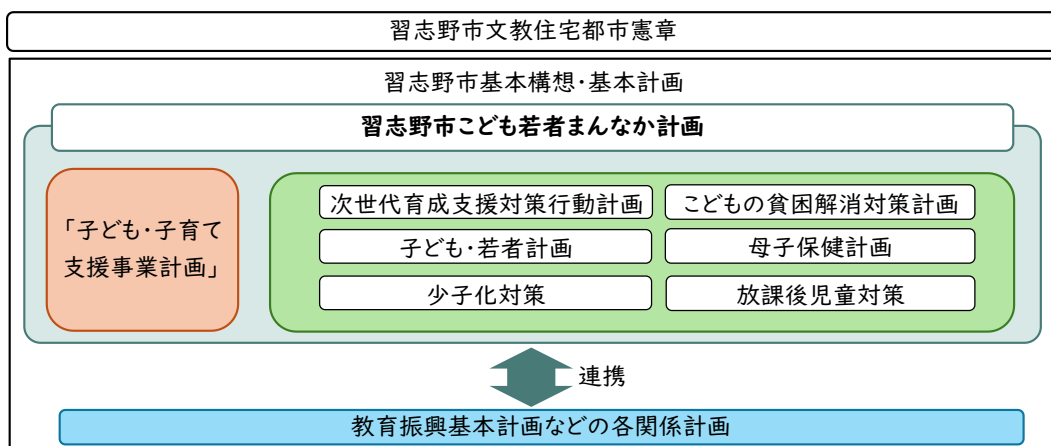
習志野市こども若者まんなか計画とは

計画策定の趣旨・位置づけ

国は、令和5年4月に、こども・若者政策に関する様々な取り組みを、社会全体で総合的かつ強力に実施していくための包括的な基本法として「こども基本法」を施行するとともに、今後5年程度の基本的な方針等を定めた「こども大綱」を策定しました。

本市では、「習志野市子ども・子育て支援事業計画（令和2年度～令和6年度）」に基づく取り組みにより、保育所等や放課後児童会の待機児童は大きく減少するなどの一定の成果をあげてはいるものの、出生数の減少や、児童虐待相談や不登校件数の増加等、全国と同様の課題が発生しています。

このような状況を踏まえ、こども基本法に基づく「市町村こども計画」として、新たに若者支援と少子化対策を包含し、こども・若者、妊産婦及び子育て家庭等への支援をより総合的・一体的に取り組むため、「習志野市こども若者まんなか計画」を策定しました。



計画の期間

計画期間は令和7（2025）年度から令和11（2029）年度までの5年間とします。

令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
習志野市基本構想 (平成26年度～令和7年度)					次期習志野市基本構想 (令和8年度～令和23年度)				
習志野市後期基本計画 (令和2年度～令和7年度)					次期習志野市前期基本計画 (令和8年度～令和15年度)				
習志野市子ども・子育て支援事業計画 (令和2年度～令和6年度)					習志野市こども若者まんなか計画 (令和7年度～令和11年度)				

計画の対象

本計画は、「こども」、「若者」、「妊産婦」及び「子育て家庭」と、これらを取り巻く地域、行政、企業、団体など様々な関連する主体を対象とします。

なお、こども基本法において「こども」は、「心身の発達の過程にある者」と定義され、おとなとして円滑な社会生活を送ることができるようになるまでの成長の過程にある者を総称していますが、本計画では、わかりやすい表現とする観点から、乳幼児から18歳（高校生相当）までを示す場合は「こども」、それ以上の年齢を示す場合は「若者」の呼称を用いています。

基本理念

**こども・若者の健やかな成長を
みんなのやさしさに支えるまち 習志野**

本計画では、習志野市子ども・子育て支援事業計画より基本理念としてきた「こどもの健やかな成長をみんなのやさしさに支えるまち 習志野」を継承します。

未来を担うこども・若者は、家庭や地域において人と人をつなぐかけがえのない存在です。こども・若者の健やかな成長を支える営みは、こども・若者や家庭、地域の人々などがともに関わり、ともに育ち合い、ともに支え合うことで実現できるものです。それがやさしさにあふれるまちづくりとなり、市民一人ひとりの幸せにつながるものと考えます。

基本視点・基本目標

自律力

こども・若者が、権利や個性を尊重されながら、未来を見つめたくましく生きるまち

こども・若者自身が、人と人とのやさしさのつながりのなかで、命の大切さを知り、他者を思いやる心を持ち、互いに人格と個性を尊重し合いながら、ありのままの自分を大切にすることで、自分の未来を信じ、たくましく生き抜く力を育みます。

家庭力

家庭が、喜びや生きがいを感じながら子育てできるまち

こどもの存在に感謝し、日々成長する姿に感動し、家庭もともに成長することができる子育ての営みに喜びや生きがいを感じながら、それぞれの家庭がその家庭にあった子育てができるよう、妊娠期から出産、子育て期において切れ目のない支援に取り組めます。

地域力

地域社会が、こども・若者や家庭をやさしく見守り支えるまち

こども・若者の自己肯定感を育むとともに、子育て家庭の子育てに対する不安や負担感、孤立感を和らげ、人と人とのやさしさのつながりが、すべての人々の元気の源となり、地域全体の活性化につながるよう、地域等がこども・若者や家庭をやさしく見守り、支える環境づくりに取り組めます。

3

施策体系

基本理念

こども・若者の健やかな成長をみんなのやさしさで支えるまち 習志野

基本視点

基本目標

自律力

1 こども・若者が、権利や個性を尊重されながら、未来を見つめたくましく生きるまち

基本方針

基本施策

1-1 こども・若者が自分を大切に
生きられる環境の充実

- ①こども・若者の権利擁護の推進【重点施策】
- ②こども・若者の自立に向けた支援の充実
- ③こども・若者にやさしい都市環境の充実
- ④多様性を認め合うまちづくりの充実

1-2 こどもが健やかでたくましく成長できる
教育・保育環境の充実

- ①教育・保育の環境整備の推進【重点施策】
- ②教育・保育活動などの充実

家庭力

2 家庭が、喜びや生きがいを感じながら子育てできるまち

基本方針

基本施策

2-1 安心して妊娠・出産・育児ができる
切れ目ない支援の充実

- ①こどもと親の健康支援の推進【重点施策】
- ②子育て家庭に対する相談支援の充実
- ③特別な配慮が必要なこどもに対する支援の充実
- ④子育てに希望を持てる支援の充実

2-2 すべての家庭が安心して子育てが
できる環境の充実

- ①多様なニーズに応える保育サービスの推進【重点施策】
- ②子育て家庭の経済的支援の充実
- ③家庭教育の支援の充実

地域力

3 地域社会が、こども・若者や家庭をやさしく見守り支えるまち

基本方針

基本施策

3-1 地域における子育て・子育て支援拠点
の充実

- ①地域におけるこども・若者の居場所づくりの推進【重点施策】
- ②地域における子育て家庭の拠点づくりの充実

3-2 地域における多様なネットワークの
活用と充実

- ①世代間交流の充実
- ②地域の人材を活かす活動の充実
- ③地域・企業における次世代支援の充実

自律力

【1-1 こども・若者が自分を大切に生きていく環境の充実】

①こども・若者の権利擁護の推進

- いじめの未然防止、解消に向けた取り組みの推進
- 「こども家庭センター」における母子保健機能と児童福祉機能の一体的な支援の実施
- ヤングケアラーがいる家庭を早期に把握し、必要な支援の実施

【1-2 こどもが健やかでたくましく成長できる教育・保育環境の充実】

①教育・保育の環境整備の推進

- 保育需要の増加に対応する適切な施設整備及び保育人材の確保
- 放課後児童会の環境整備及び人材確保と安定的な運営を図るための業務委託化の実施
- 学校施設の計画的な再生、学校体育館等への空調設置等による教育環境の整備

家庭力

【2-1 安心して妊娠・出産・育児ができる切れ目ない支援の充実】

①こどもと親の健康支援の推進

- 身近に相談できる機会の提供と、妊娠中から就学までの切れ目ない母子健康支援の実施
- 安全・安心な出産支援、こどもの発育・発達に対する課題、不安の早期発見と相談支援の実施
- 成長・発達に不安があるこどもとその家庭に対し、一貫した継続的なサポートの実施

【2-2 すべての家庭が安心して子育てができる環境の充実】

①多様なニーズに応える保育サービスの推進

- 「乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）」の実施
- 一時保育の利用枠拡大及び予約方法における利便性の向上
- ファミリー・サポート・センター事業のさらなる使いやすさの向上

地域力

【3-1 地域における子育て・子育て支援拠点の充実】

①地域におけるこども・若者の居場所づくりの推進

- すべての市立小学校への「放課後子供教室」の設置と、こどもの成長段階に応じた運営の実施
- 公共施設のスペースを活用したこども・若者の居場所の提供
- 「子ども食堂」活動のさらなる活性化に向けた連携や運営団体への支援の実施

5

評価指標

計画の実施状況の把握・点検を行うため、重点施策に成果目標と取り組み目標を定めています。

基本 視点	重点施策	現状値	目標値
	評価指標		
自律 力	1-1 ①こども・若者の権利擁護の推進		
	(1) 成果指標		
	自分にはよいところがあると思うこどもの割合 (小学校下学年)	65.5% (令和5年度)	向上 (令和10年度)
	自分にはよいところがあると思うこどもの割合 (小学校上学年～中学生)	78.9% (令和5年度)	
	自分にはよいところがあると思う若者の割合 (高校生相当～29歳)	83.0% (令和5年度)	
	ふだんほっとできる場所に「自分の家(自分の部屋 以外)」と回答するこどもの割合(小学校下学年)	67.1% (令和5年度)	
	(2) 取り組み目標		
	いじめのアンケート実施人数に占めるいじめ未解決 人数の割合	0.5% (令和5年度)	0% (令和10年度)
	こども家庭センターサポートプラン作成件数		80件 (令和10年度)
	ヤングケアラーの認知度 (小学校上学年～中学生)	35.2% (令和5年度)	60.0% (令和10年度)
	ヤングケアラーの認知度 (高校生相当～29歳)	65.0% (令和5年度)	85.0% (令和10年度)
	1-2 ①教育・保育の環境整備の推進		
	(1) 成果指標		
	本市が特に取り組むべき子育て支援策として「乳幼 児の教育・保育施設の充実」と回答する未就学保護 者の割合	20.7% (令和5年度)	減少 (令和10年度)
	放課後児童会が安心して楽しく過ごせると感じる こどもの割合	97.0% (令和5年度)	向上 (令和10年度)
	学校にいる時間が楽しいと回答するこどもの割合 (小学校下学年)	87.8% (令和5年度)	向上 (令和10年度)
	(2) 取り組み目標		
	待機児童数 (保育所等)	2人 (令和6年4月)	0人 (令和11年4月)
	待機児童数 (放課後児童会)	0人 (令和6年5月)	0人 (令和11年5月)
	市立小・中・高等学校体育館空調設置率	0% (令和5年度)	100% (令和8年度)

基本 視点	重点施策	現状値	目標値
	評価指標		
家 庭 力	2-1 ①こどもと親の健康支援の推進		
	(1) 成果指標		
	実際に予定するこどもの数が、理想とすることどもの数より少ない理由に、「妊娠・出産が精神的・肉体的に大変だから」と回答する未就学保護者の割合	41.9% (令和5年度)	減少 (令和10年度)
	健康状態がよいと回答することどもの割合 (小学校上学年～中学生)	60.2% (令和5年度)	向上 (令和10年度)
	子育てに関して相談先がないと回答する未就学保護者の割合	3.9% (令和5年度)	減少 (令和10年度)
	(2) 取り組み目標		
	こんにちは赤ちゃん(乳児家庭全戸訪問)事業実施率	97.9% (令和5年度)	100% (令和10年度)
	産後ケア事業延べ利用日数	140日 (令和5年度)	409日 (令和10年度)
	1歳6か月児、3歳児及び5歳児健康診査事後相談延べ利用件数	157件 (令和5年度)	184件 (令和10年度)
	ひまわり発達相談センター 乳幼児個別支援計画作成件数	206件 (令和5年度)	253件 (令和10年度)
	2-2 ①多様なニーズに応える保育サービスの推進		
	(1) 成果指標		
	特に取り組むべき子育て支援策として「保育メニューの充実」と回答する未就学保護者の割合	13.9% (令和5年度)	減少 (令和10年度)
	一時保育利用者の満足度 (市立施設)	58.0% (令和5年度)	70% (令和10年度)
	ファミリー・サポート・センター活動件数	2,919件 (令和5年度)	3,000件 (令和10年度)
	(2) 取り組み目標		
	乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)利用定員数		69人 (令和11年度)
	一時保育予約方法の満足度 (市立施設)		70% (令和10年度)
	ファミリー・サポート・センター会員数	2,657人 (令和5年度)	2,700人 (令和10年度)

基本 視点	重点施策	現状値	目標値
	評価指標		
地 域 力	3-1 ①地域におけるこども・若者の居場所づくりの推進		
	(1) 成果指標		
	最近の生活に満足しているこどもの割合 (小学校下学年)	66.6% (令和5年度)	向上 (令和10年度)
	最近の生活に満足しているこどもの割合 (小学校上学年～中学生)	63.9% (令和5年度)	
	特に取り組むべき子育て支援策として「放課後の 居場所の充実」と回答する就学保護者の割合	25.5% (令和5年度)	減少 (令和10年度)
	(2) 取り組み目標		
	放課後子供教室開設校数	11校 (令和6年5月)	16校 (令和9年5月)
	放課後子供教室高学年(5～6年生)登録率	23.9% (令和6年5月)	28.5% (令和11年5月)
	子ども食堂実施箇所数	9か所 (令和6年4月)	11か所 (令和11年4月)



6

ライフステージに応じた主な取り組み

基本方針	妊娠中	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	小学生	中学生	高校生 相当年齢	18歳～29歳	
【1-1】 子ども・若者が 自分を大切に して生きられる環 境の充実								子ども・若者の市政参画促進				
								いじめの未然防止、解消に向けた 取り組みの推進				
	こども家庭センター業務の推進											
	こどもへの性暴力の防止											
								学びの多様化 学校の設置	ひきこもり支援 ステーション事業の実施			
								若者向けの情報発信				
								様々な利用に向けた公園施設の整備				
	交通安全対策の推進											
	「生命と性」への理解の向上											
【1-2】 こどもが健やか でたくましく成 長できる教育・ 保育環境の充 実		教育・保育施設、小規模保育事業所の充実										
		保育人材の確保と働きやすい環境の整備										
								放課後児童会 の運営	小・中・高等学校施設の整備			
								ICT教育の充実				
											個に応じた多様な指導の充実	
								伝統文化・芸術文化等に触れ合う機会の提供				
						幼児教育から小学校教育への 滑らかな接続の推進						
	【2-1】 安心して妊娠・ 出産・育児がで きる切れ目ない 支援の充実	妊娠届出から始まる切れ目ない支援の充実										
		健康診査の充実（妊婦検診・乳幼児健診）										
多胎児支援の充実												
子育て支援コンシェルジュの充実												
		個別の状況に応じた継続的な発達支援の充実										
												結婚・婚活支援 事業の実施
子育て情報の提供												

基本方針	妊娠中	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	小学生	中学生	高校生 相当年齢	18歳～29歳											
【2-2】 すべての家庭が 安心して子育て ができる環境の 充実		乳児等通園支援事業 （こども誰でも通園制度）の実施																				
		延長保育・一時預かり・休日保育の充実																				
		子育て短期支援事業（ショートステイ）の実施																				
		病児・病後児保育の充実																				
		ファミリー・サポート・センター事業の充実																				
	妊婦のための支援給付																					
	児童手当の支給																					
	子どもの医療費などの助成																					
												就学援助費・育英資金の支給										
								小中学校教育費の 負担軽減														
								学校給食費の負担軽減														
	児童扶養手当の支給																					
	ブックスタート 事業の充実																					
	育児講座などの充実																					
【3-1】 地域における子 育ち・子育て支 援拠点の充実								放課後子供 教室の実施														
								こどもスペースの開放とプレーパーク等の実施														
								こども・若者スペースの設置														
	子ども食堂の運営支援																					
		地域子育て支援拠点事業の充実																				
		幼稚園・こども園における子育てふれあい広場の充実																				
【3-2】 地域における多 様なネットワーク の活用と充実								地域学校協働活動の推進														
	地域の人材の活用																					
		トップチームやアスリートとの地域交流事業の推進																				
													ブラッツ習志野 フューチャーセ ンターにおける 若者活動支援									
安心して働ける環境づくり																						

市町村は、子ども・子育て支援法に基づき、子ども・子育て支援事業計画において、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の必要量（見込み量）と確保方策（提供体制の確保内容・実施時期）を定めることとされています。

教育（1号認定）の必要量と確保方策

年齢	令和7年度		令和11年度	
	必要量	確保方策	必要量	確保方策
3歳児	418 人	625 人	404 人	625 人
4歳児	485 人	1,098 人	397 人	888 人
5歳児	554 人	1,098 人	389 人	888 人
合計	1,457 人	2,821 人	1,190 人	2,401 人

保育（2号・3号認定）の必要量と確保方策

年齢	令和7年度		令和11年度	
	必要量	確保方策	必要量	確保方策
0歳児	245 人	359 人	253 人	371 人
1歳児	626 人	629 人	623 人	656 人
2歳児	710 人	746 人	680 人	775 人
3～5歳児	2,321 人	2,533 人	2,217 人	2,621 人
合計	3,902 人	4,267 人	3,773 人	4,423 人

地域子ども・子育て支援事業の必要量と確保方策

事業の名称	令和7年度		令和11年度	
	必要量	確保方策	必要量	確保方策
延長保育事業	4,239 人	4,239 人	4,395 人	4,395 人
放課後児童健全育成事業 (放課後児童会)	1,933 人	2,564 人	1,759 人	2,609 人
地域子育て支援拠点事業 (こどもセンター等)	104,191 人	182,332 人 <10 か所>	101,008 人	182,332 人 <10 か所>
一時預かり事業				
幼稚園型：1号認定・2号認定	34,858 人	34,858 人	31,435 人	31,435 人
幼稚園型以外	12,787 人	22,576 人	12,628 人	22,576 人
利用者支援事業				
基本型	7 か所	9 か所	7 か所	9 か所
地域子育て相談機関	7 か所	9 か所	7 か所	9 か所
特定型	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
こども家庭センター型	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
妊婦等包括相談支援事業	2,683 回	2,683 回	2,563 回	2,563 回
子育て短期支援事業 (ショートステイ)	1,165 人	1,460 人	1,048 人	1,460 人
乳児家庭全戸訪問事業	1,073 人	1,073 人	1,025 人	1,025 人
養育支援訪問事業	10人	10 人	9人	9 人

事業の名称	令和7年度		令和11年度	
	必要量	確保方策	必要量	確保方策
病児保育事業				
病児・病後児対応型	819 人	2,064 人 <2か所>	773 人	2,064 人 <2か所>
体調不良児対応型	4,840 人	4,840 人	4,840 人	4,840 人
ファミリー・サポート・センター事業 (就学児童対象)	403 人	581 人	351 人	581 人
妊婦健康診査事業	14,177 人	14,177 人	14,388 人	14,388 人
実費徴収に係る 補足給付を行う事業	337 人	337 人	337 人	337 人
多様な事業者の 参入促進・能力活用事業	132 人	132 人	132 人	132 人
産後ケア事業				
ショートステイ型	181 人	181 人	195 人	195 人
デイサービス型	30 人	30 人	32 人	32 人
アウトリーチ型	192 人	192 人	207 人	207 人
子育て世帯訪問支援事業	236 人	236 人	222 人	222 人
児童育成支援拠点事業	11 人	0 人	10 人	10 人
親子関係形成支援事業	10 人	10 人	9 人	10 人
乳児等通園支援事業 (こども誰でも通園制度)	67 人	13 人	65 人	69 人



習志野市子ども若者まんなか計画【概要版】
～ならしのまんなかプラン～

令和7年3月

〒275-8601 千葉県習志野市鷺沼 2-1-1

習志野市 子ども部子ども政策課

TEL : 047-451-1151

FAX : 047-453-5512

HP : <https://www.city.narashino.lg.jp/>

